

有馬地域における児童預かり事業の実施事業者募集
応募要領（公募型プロポーザル）

1. 案件名

有馬地域における児童預かり事業実施のための実施事業者募集

2. 事業内容に関する事項

別紙「有馬地域における児童預かり事業」仕様書のとおり

3. 応募資格等について

（1）応募資格

有馬地域の意見を十分に反映した事業とするため、神戸市北区有馬町に拠点を置く団体等が構成員となる団体とします。個人による応募はできません。ただし、サービスの向上又は業務の効率的実施等を図るうえで必要な場合は、複数の団体等（以下、共同事業体という。）で共同事業体を結成して応募することができます。

共同事業体を結成する場合は、応募時に「共同事業体参加届出書」を提出していただきます。

（2）欠格条項

次に掲げる事項に該当する団体は応募することができません。また、共同事業体の構成団体となることもできません。なお、応募受付後でも、次に掲げる事項に該当した団体は失格とします。

- ①代表者及び役員に破産者及び禁錮（拘禁）以上の刑に処せられている者がいる団体
- ②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続き中である団体
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月市長決定、以下「暴力団排除要綱」という。）第 5 条各号に該当する団体
- ④団体、代表者が国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む））及び神戸市税について、未納の税額がある団体
- ⑤地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体
- ⑥神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けている団体

※応募資格を確認するため、提出いただく役員等名簿により、本市から警察等関係機関に対し調査・照会等を行う場合があります。

4. スケジュール

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (1) 公募開始（応募要領等の配布） | 2025 年 11 月 25 日（火曜） |
| (2) 現地見学会 | 12 月 2 日（火曜） |
| (3) 参加申込及び質問票の提出期限 | 12 月 9 日（火曜）17 時 |
| (4) 質問に対する回答 | 12 月 12 日（金曜） |
| (5) 事業計画書等の提出期限 | 12 月 24 日（水曜）17 時 |
| (6) 書類審査 | 2026 年 1 月上旬 |
| (7) 審査結果通知 | 1 月上旬予定 |
| (8) 協定書締結 | 1 月末予定 |

5. 応募手続き

(1) 応募要領等の配布

- ・配布開始日 2025 年 11 月 25 日（火曜）
- ・配布場所 神戸市ホームページ「事業者募集」のページに掲載
<https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/business/recruit/index.html>
※郵送による配布は行わない
- ・配布資料 ① 応募要領（本書）
② 仕様書
③ 様式 1～10

(2) 現地見学会

- (ア) 開催日時：2025 年 12 月 2 日（火曜） 16 時半～17 時半
- (イ) 開催場所：有馬小学校内旧有馬幼稚園敷地（神戸市北区有馬町 1274）
- (ウ) 参加人数：各団体 3 名以内とします。ただし、共同事業体で応募される場合は、共同事業体の構成団体全体で 1 団体とみなします。
- (エ) 申込方法：参加を希望される団体は、「現地見学会申込書（様式 1）」を「8. 書類の提出先、問合せ先」の E-mail アドレス宛に E メールにより提出してください。
※2025 年 12 月 1 日（月曜）14 時必着
※件名に「旧有馬幼稚園見学会」と明記し送付してください。
※見学会当日の質問は受け付けません。

(3) 質問の受付

- ・受付期間 2025 年 11 月 25 日（火曜）から 12 月 9 日（火曜）17 時まで
- ・提出方法 質問票を「8. 書類の提出先、問合せ先」の E-mail アドレス宛に E メールにより提出

※口頭や電話による質問、受付期間外の提出等には応じられませんので
ご注意ください。

- ・ 回答方法 質問票（様式２）又は申込書（様式３）を提出した全者に対して、Ｅメールにより回答する

（４） 参加申込書類の提出

- ・ 提出期限 2025 年 12 月 9 日（火曜）17 時まで
- ・ 提出方法 PDF データにて「８．書類の提出先、問合せ先」の E-mail アドレス宛に E メールにより提出

※電子メールで申請書の提出が確認できましたら受領のメールを返信いたします。12 月 12 日（金曜）までに受領のメールが届かなかった場合は、神戸市経済観光局観光企画課までご連絡ください。なお、受領のメールは提出を確認するもので、申請内容の確認を行うものではありません。

- ・ 参加申込書類 ① 申込書（様式３）
② 誓約書（様式４）
③ 共同事業体参加届出書（様式５）※共同事業体を結成する場合

※共同事業体を結成して応募する場合は、代表団体が申込書類を提出してください。

②は、共同事業体の場合、すべての構成団体について提出してください。

（５） 事業計画書等の提出

- ・ 提出期限 2025 年 12 月 24 日（水曜）17 時まで
- ・ 提出方法 PDF データにて「８．書類の提出先、問合せ先」の E-mail アドレス宛に E メールにより提出

・ 事業計画書等

- ア 事業計画書①（団体概要）（様式６）
- イ 事業計画書②（体制）（様式７）
- ウ 各種対応マニュアル・規定等
（事故発生時・災害発生時・個人情報保護の３種 任意様式）
- エ 人員一覧表（様式８）
- オ 事業計画書③（事業運営）（様式９）
- カ 事業開始までのスケジュール（任意様式）
- キ 収支計画及び積算根拠（様式 10）
- ク 応募団体の財務状況に関する資料（直近３年分）
（任意様式 例：損益計算書、賃借対照表、監査報告書 等）
- ケ 施設の使用方法（任意様式）
- コ その他、本市が必要と認める事項

※共同事業体の場合、ク（財務状況資料）については、すべての構成団体について提

出してください。

(5) 留意事項

① 応募要領の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本応募要領の記載内容を承諾したものとみなします。

② 応募者の失格

応募受付後でも、応募者が審査・選定までの間に次の項目に該当した場合は失格とします。共同事業体の場合、構成する一つの団体が該当した場合であっても、同様に失格となります。

(ア) 本応募要領に定める手続きを遵守しない場合

(イ) 応募者に虚偽の申請があった場合

(ウ) 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合

(エ) その他不正な行為があった場合

③ 重複応募の禁止

応募は、一団体につき一案とします。複数の応募はできません。また、一つの団体が複数の共同事業体に参加して応募することも認めません。

④ 応募内容の変更・追加の禁止

提出された書類の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。

⑤ 提出書類の取扱い

(ア) 著作権の帰属

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、選定結果の公表等に必要な場合には、本市は応募書類の著作権を無償で利用できるものとします。

(イ) 応募書類の公開

応募書類については、神戸市情報公開条例に基づく情報公開請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。ただし、開示にあたっては、同条例第10条各号の事項を除きます。

(ウ) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何に関わらず、返却しません。

⑥ 費用の負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

⑦ 本市提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募にかかる検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この目的の範囲であっても、本市の事前の了解を得ることなく第三者に対して、これを開示したり使用させたりすることを禁止します。

⑧ 応募の辞退

応募書類提出後の辞退は、正当な理由がある場合に限り認めることとします。その際には、速やかに辞退届（任意様式）を提出してください。

6. 選定方法及び結果の通知

（１）評価基準

運営における理念、事業計画の具体性、運営体制、収支計画、類似事業の実施実績、地域とのかかわり等を総合的に評価して選考します。評価項目は、別紙選定評価基準を参照してください。

（２）選定方法

評価基準に基づき、選定評価委員会が提案内容の審査を行い、評価点の合計が最も高い応募者を事業実施候補者として選定します。ただし、応募者が１者であっても、審査の結果、選定評価委員会が、当該団体が必要な最低基準（最低基準点 60 点）を満たしていないと判断した場合は、事業実施候補者を選定せず、再度公募を行う場合があります。

（３）結果の通知

選定結果は決定後速やかに、すべての応募者に E メールにて通知します。

7. 選定から協定締結まで

（１）細目協議

候補者の決定後、本市は必要に応じて候補者との間で提案内容の実現に向けた細目協議を行います。このとき、本市は必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を逸脱しない範囲で修正を求めることができます。

（２）協定の締結

本市と候補者は、細目協議で合意した内容に基づき協定を締結します。

（３）提案内容の実現について

応募時に提案いただいた内容については、法令等の規制により、必ずしも全て実現できるとは限りません。提案内容が実現しないことから生じた候補者の損害に対して本市は賠償しません。

8. 書類の提出先、問合せ先

神戸市 経済観光局 観光企画課

〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館 9 階

E-mail : kobe_tourism@city.kobe.lg.jp

TEL : 078-984-0361

電話受付時間：平日 9 時～12 時、13 時～17 時

選定評価基準

別紙

項目	小項目		項目合計
財務状況等	財務状況等		5
事業運営の 基本方針	① 運営方針が具体的であり、事業としてふさわしいものとなっているか		13
	② 危機管理体制が確保されているか		
	③ コンプライアンスの推進に取り組んでいるか		
職員配置	① 児童福祉施設等の実務経験があるか		13
	② 障がい者や高齢者等の雇用に配慮されているか		
運営体制	① 事業の内容が充実しているか		18
	② 事業の中で独自の取り組みや新しい視点(提案)があり、適切であるか		
	③ 利用者からの苦情・要望に対する体制が整っているか		
収支計画等	① 運営費の構成は適切か。(人件費・事務費・事業費等)		23
	② 実現可能性の高いものになっているか		
	③ 需要の変動に対応できる計画になっているか		
	④ 利用者負担を軽減する取り組みがなされているか		
地域との関わり	実績	① 子育て支援活動の実績について	28
		② 地域活動の実績について	
	提案	③ ニーズ把握	
		④ 地域の子育て需要を満たす提案か	
		⑤ 地域の活性化が期待できる提案か	
		⑥ 地域の資源を活用した提案か	
合計		100	